

大学任期付専任教員任用規程

2015年10月29日制定

2016年5月26日改正

2018年5月24日改正

2017年2月23日改正

2018年10月25日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律82号。以下「任期法」という。）第5条第2項の規定に基づき、フェリス女学院大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する専任教員（以下「任期付専任教員」という。）の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「任期付専任教員」とは、任期法第5条第1項に基づいて任用された教員をいう。

(任期付専任教員を任用できる組織等)

第3条 任期法第4条第1項の規定により、任期付専任教員の職種、職位、任期、再任等に関する事項については、別表に定めるとおりとする。

2 前項に該当しない任期付専任教員については、個別の規程の定めるところによる。

(資格)

第4条 前条第1項の規定により、任期付専任教員として任用される者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本学に関わる先端的、学際的又は総合的な教育研究の分野若しくは方法の特性にふさわしい優れた知識、実務経験及び教育能力を有する者

(2) キリスト者（プロテスタント）又は本学がキリスト教主義大学であることに理解のある者
(契約等)

第5条 任期付専任教員を任用する場合は、学校法人フェリス女学院と当該任期付専任教員との間で、別に定める様式（確認書）による同意を得た上で、任期を定めた雇用契約を締結するものとする。

(周知)

第6条 この規程を定め、又は改正したときは、本学ホームページ等により、広く周知を図るものとする。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、大学任期付専任教員任用規程施行細則及び別表に掲げる学内関連規程の定めるところによる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、部長会議及び理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

1 この規程は、2015年10月29日から施行する。

2 この規程の施行前に既に外国人契約教員及び嘱託教員である者の職位、任期、再任等につい

ては、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2016年5月26日から施行する。
- 2 この規程の改正前に既に外国人契約教員及び嘱託教員である者の職位、任期、再任等については、第3条第1項関係別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2018年5月24日から施行し、2018年5月1日から適用する。
- 2 2014年4月1日付けで音楽学部演奏学科及び音楽研究科演奏専攻に嘱託教員として採用されていた者で、2019年3月31日付けで任期満了となるものは、改正後の別表（第3条第1項関係）の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、2018年10月25日から施行する。
- 2 大学情報センター規程（2017年6月14日改正以前）の第4条第1項に規定するセンター教員については、第3条第1項関係別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条第1項関係）

職種	職位	任期 (上限)	再任・昇任の可否	学内関連規程
外国語 契約教員	教授 准教授 助教	5 年	再任：不可 昇任：可	大学外国語契約教員 任用規程
嘱託教員 語学教育担当)	講師	5 年	再任：不可	大学語学教育担当嘱託教員 任用規程
嘱託教員 (留学生担当)	講師	5 年	再任：不可	大学留学生担当嘱託教員 任用規程
嘱託教員 (音楽学部) ※	講師	5 年	再任：不可	大学音楽学部嘱託教員 任用規程
嘱託教員 (情報センター 担当)	助手	5 年	再任：不可	大学情報センター担当嘱託 教員任用規程

※音楽学部改組（2018年4月文部科学省届出済）に伴い、嘱託教員（音楽学部）のうち、音楽学部演奏学科及び音楽研究科演奏専攻に所属する者については、再任を認めるものとする。ただし、その場合の任期は所属学科及び専攻を廃止するまでとし、5年を上限とする。

様式（第5条関係）

*○部分には教育研究組織及び職種を記入する。

年 月 日

確 認 書

学校法人フェリス女学院

理事長

殿

（本人氏名）

印

私は、フェリス女学院大学〇〇〇〇に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号）第4条第1項及びフェリス女学院大学の大学任期付専任教員任用規程第3条第1項の規定に基づき、下記のと通りの任期により任用されることに同意します。

なお、私の都合により、任期途中で退職する必要があるときは、遅滞なく理事長に申し出ます。

記

年 月 日から 年 月 日まで

以上